

第2章 対象事業の目的及び内容

2.1 対象事業の目的

2.1.1 対象事業の背景及び目的

一般財団法人クリーンいわて事業団（以下「事業団」という。）は、平成5年1月に全国で初めて廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づく廃棄物処理センターの指定を受け、廃棄物適正処理のモデル施設として「いわてクリーンセンター」を奥州市江刺に整備し、平成7年から管理型最終処分処理事業を行っている。

これまで事業団では、県内で発生した産業廃棄物や、東日本大震災津波で発生した災害廃棄物の処理を行うなど、岩手県の廃棄物の適正処理に貢献するとともに、住民や事業者の方々から信頼の得られる事業を展開してきた。

いわてクリーンセンターの最終処分場では、供用開始以降、廃棄物処理法の改正により廃石膏ボードが管理型処分の対象となるなどの埋立需要の変化に対応し、拡張を行いながらこれまで運用してきたが、前述のとおり東日本大震災津波で発生した災害廃棄物を埋め立てたことなどにより、その埋立終了時期が近づいてきている。

このような背景のもと、対象事業は岩手県の産業廃棄物適正処理体制の確保のため、いわてクリーンセンターの後継となる産業廃棄物管理型最終処分場の整備を行うものである。

2.1.2 公共関与型産業廃棄物最終処分場の事業主体決定までの経緯

(1) 産業廃棄物最終処分場整備基本方針

岩手県では、平成25年3月に施設整備の基本的な考え方や整備場所の選定方法などを取りまとめた「産業廃棄物最終処分場整備基本方針（以下「基本方針」という。）」を策定した。

[基本方針の骨子]

- 次期最終処分場の必要性
産業廃棄物の適正処理の推進、県内経済産業の振興に寄与、災害廃棄物等市町村では処理が困難な廃棄物の最後の受け皿
- 埋立対象物
廃石膏ボード、燃え殻、ばいじん、汚泥等（いわてクリーンセンターと同様）
- 処分場の大きさ
1期分約66万 m^3 、2～3期分埋め立てできる規模
- 供用開始年度
平成33年度を想定
- 付帯設備
当初は焼却施設等を建設しないが、将来のため用地は確保
- 候補地選定方法
外部有識者による委員会を選定
- 候補地選定範囲
県内全域

(2) 公共関与型産業廃棄物最終処分場整備候補地選定委員会による選定

基本方針に則り、岩手県は平成 25 年 6 月に「公共関与型産業廃棄物最終処分場整備候補地選定委員会（以下「委員会」という。）」を設置し候補地の検討を行い、岩手県内 5 箇所を選定した。

[委員会による選定方法及び選定経緯]

● 選定方法

- (1) 全県から調査対象地を選定し、段階的に絞り込み
- (2) 選定過程を原則公開

● 選定経緯

	(選定箇所数)
1 次選定：立地回避区域に非該当、基本方針の埋立規模の確保	115 箇所
↓	
2 次選定：希少動植物の生息、活断層・水道水源・文教施設等までの距離	39 箇所
↓	
3 次選定：アクセス障害の有無、地域文化保護、放流先・排出重心までの距離	10 箇所
↓	
4 次選定：現地調査、放流先の利水状況・交通影響・建設費等を総合評価	5 箇所

(3) 最終候補地の選定

岩手県では、この選定結果を受け、候補地のある 5 市町において住民説明会を開催するなど御意見等を伺い、この結果を踏まえて平成 27 年 2 月「八幡平市平館栳沢地区」を最終候補地として八幡平市に受け入れを要請し、平成 27 年 3 月に同市に受諾いただいた。

[最終候補地の選定経緯]

住民説明会	： 5 市町 12 地区で実施（平成 26 年 11 月～12 月）
受入要請	： 「八幡平市平館栳沢地区」を最終候補地として八幡平市に受け入れを要請（平成 27 年 2 月）
受入表明	： 八幡平市が受け入れを受諾（平成 27 年 3 月）
確認書締結	： 岩手県と八幡平市との間で確認書を締結（平成 27 年 3 月）

(4) 事業主体の決定

岩手県は、平成 26 年 10 月、いわてクリーンセンターにおける最終処分場の運営実績のある事業団に対し、本処分場の事業主体となることについて検討を要請した。事業団では、平成 27 年 7 月にこれを承引し、県は、平成 27 年 9 月、事業団を事業主体として決定した。

2.2 対象事業の内容

2.2.1 対象事業の種類

種類：産業廃棄物管理型最終処分場及び一般廃棄物最終処分場の設置

構造形式：オープン型

2.2.2 埋立処分の用に供される場所の面積

総埋立面積：130,483m²（Ⅰ期：49,952m²、Ⅱ期：39,083m²、Ⅲ期：50,720m²）※

（最終処分場の期数は3期とし、1期当たりの埋立期間は15年間。）

※Ⅰ期とⅡ期、Ⅱ期とⅢ期の埋立地は一部重複するため、これらの合計は総埋立面積と一致しない。

2.2.3 対象事業実施区域の位置

対象事業実施区域は、図 2-1～図 2-2 に示すとおりである。

所在地：八幡平市平館第2地割地内（柵沢筋）

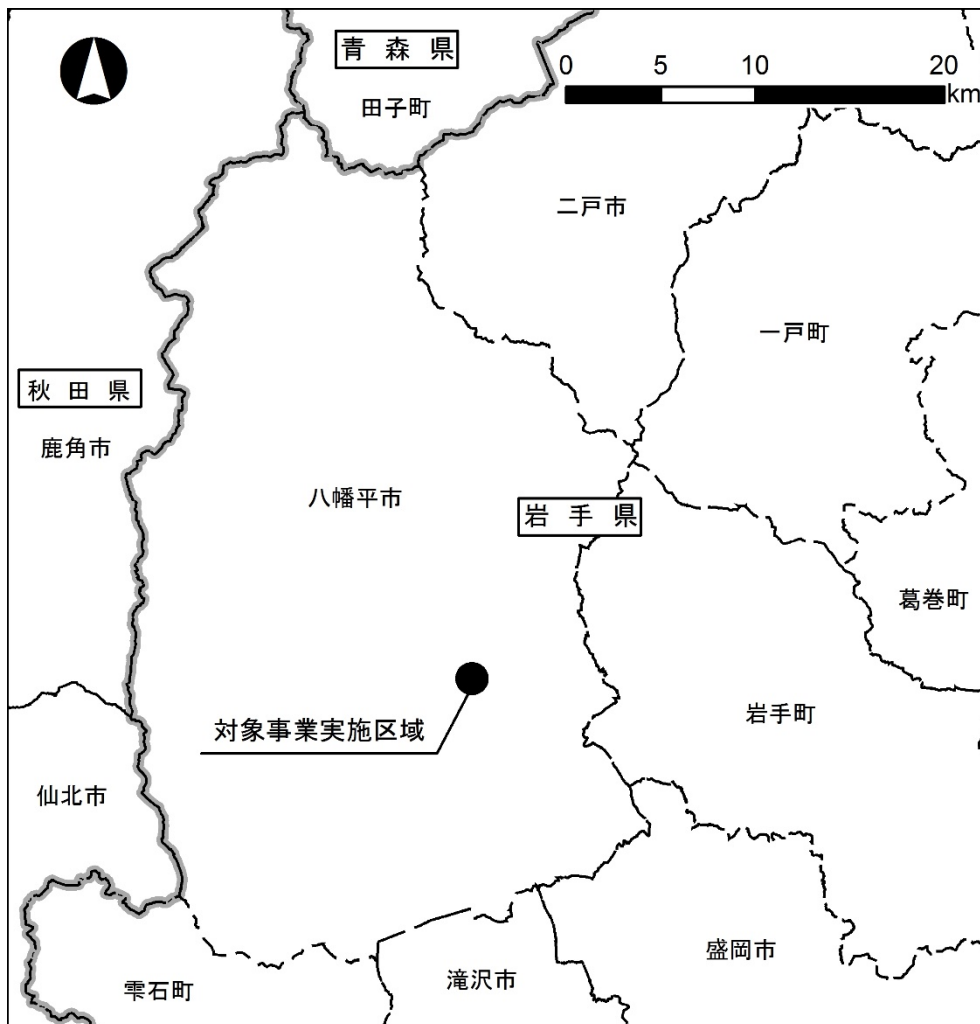
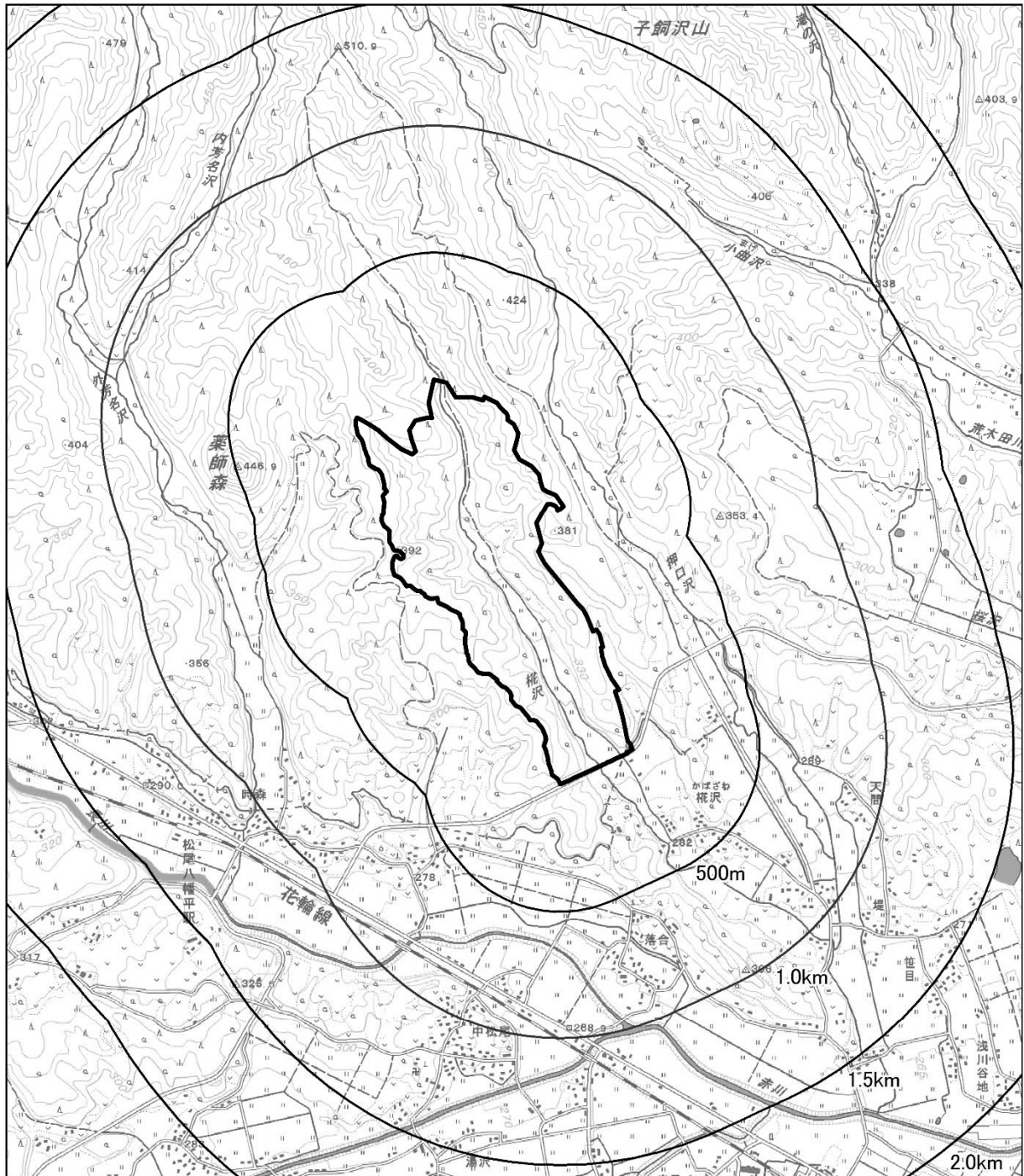


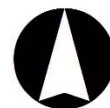
図 2-1 対象事業実施区域（広域図）



凡例



対象事業実施区域



1:25,000



背景図) 国土地理院「1/25,000地形図(平舘)」

図 2-2 対象事業実施区域(周辺図)

2.2.4 最終処分場の埋立容量

総埋立容量：1,824,100m³（1期当たりの埋立容量：約610,000m³）

2.2.5 最終処分場において処分する廃棄物の種類

埋立対象物は産業廃棄物及び一般廃棄物とするが、一般廃棄物については災害廃棄物等緊急時のみの受入を想定する。

表 2-1 本処分場における埋立対象物

埋立対象物	内容
産業廃棄物	燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの（以上について石綿含有産業廃棄物を含む。）、廃石綿等（特別管理産業廃棄物）
一般廃棄物	埋立対象産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物 （災害廃棄物、緊急対応で搬入される自治体からの一般廃棄物、産業廃棄物と一体不可分の状態で搬入される一般廃棄物）

2.2.6 対象事業実施区域の面積

対象事業実施区域の面積：約714,392m²

2.2.7 最終処分場において処分する廃棄物の量

廃棄物の量は、3期合計で1,824,100m³であり、1期当たり約610,000m³となる。

埋立量（覆土量を含む予測結果）は表 2-2 のとおりである。

表 2-2 廃棄物の量及び埋立量（1期当たり）

項目	単位	合計	埋立品目							
			受託分						自家 処理分	
			現受託分				焼却残渣量相当分			
			ガラス・コンクリ ・陶磁器	燃え殻	無機汚泥	その他	燃え殻	ばいじん	水処理汚泥	
重量	埋立量	(t)	617,447	341,325	101,159	79,530	61,997	3,931	20,505	9,000
(15年)	中間覆土	(t)	203,758							
	計	(t)	821,205							
容量	埋立量	(m ³)	447,425							
(15年)	中間覆土	(m ³)	127,349							
	計	(m ³)	574,774							
最終覆土		(m ³)	34,486							
合計		(m ³)	609,260	⇒ 埋立容量(1期分)：約61万m ³						

2.2.8 最終処分場の埋立処分の計画の概要

(1) 対象事業に係る土地利用計画

対象事業の土地利用計画を図 2-3 に示す。

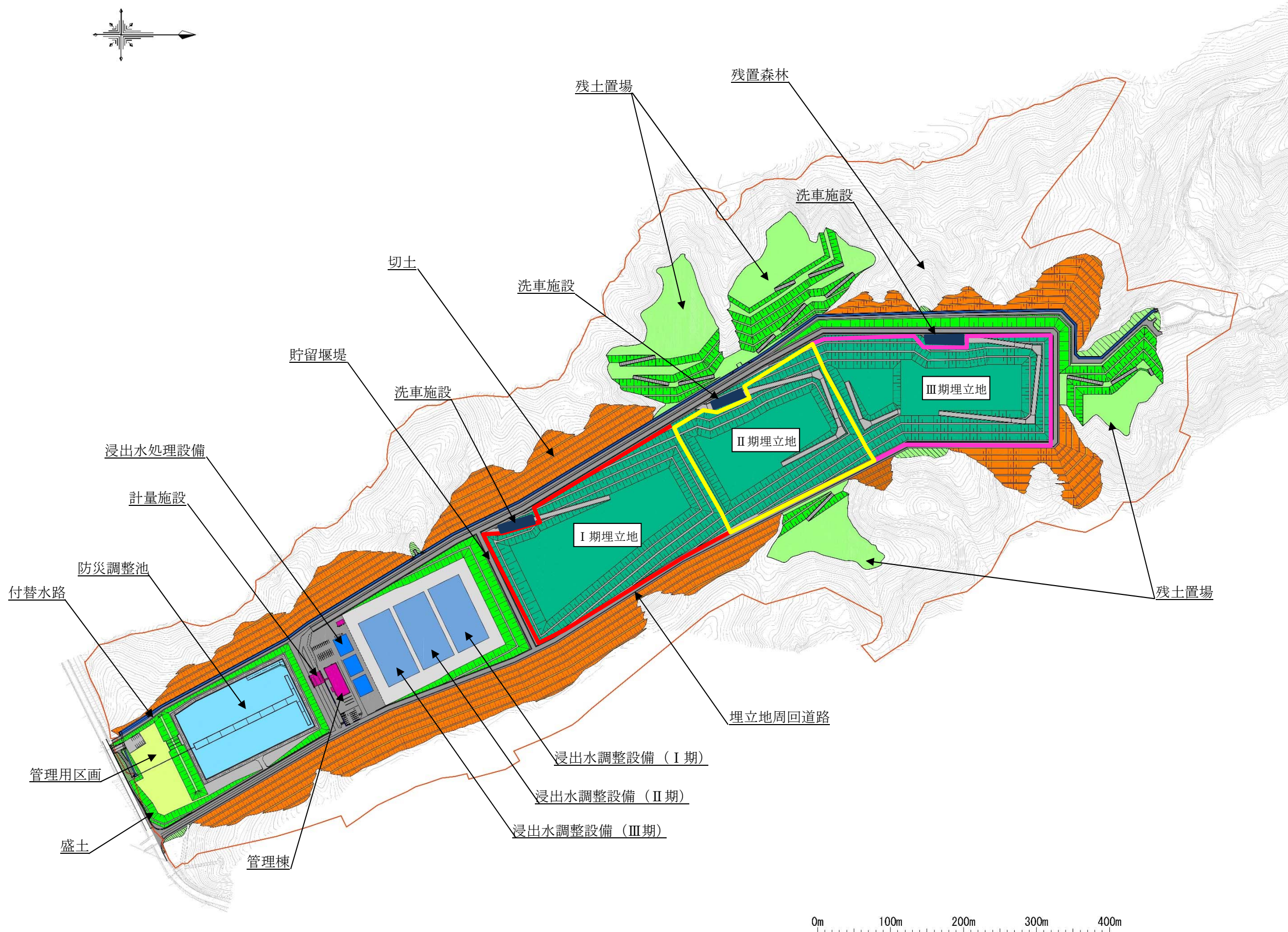


図 2-3 対象事業の土地利用計画

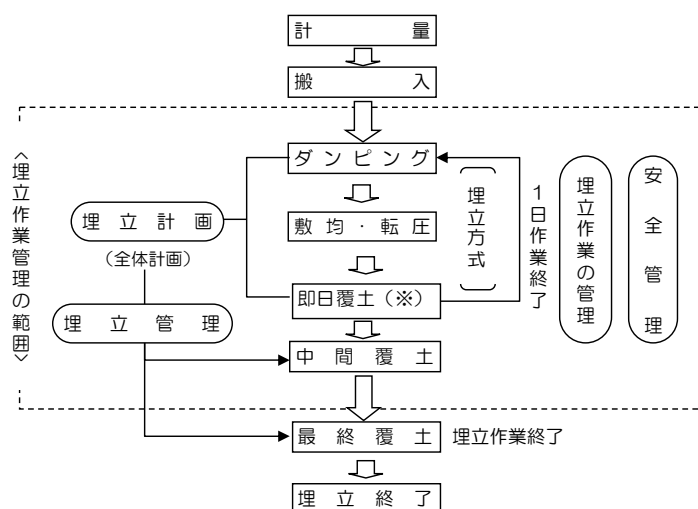
(2) 埋立処分計画

本施設での埋立処分は、表 2-3 に示すとおり 3 期に分けて行い、全体で計 45 年間の計画とする。各期で処分を行う埋立廃棄物の量及び組成は、前出の表 2-2 のとおりである。

また、廃棄物の搬入から埋立終了までの埋立処分の流れを図 2-4 に示す。埋立処分は下流側からの埋立を基本とし、飛散等のおそれがある場合は必要に応じて即日覆土を行うほか、ある程度の高さ（3m 程度）及び面積に達した段階での中間覆土、埋立が終了した際の最終覆土を実施する。

表 2-3 計画目標年次

期	計画目標年次
I 期	2023 年～2037 年（計 15 年間）
II 期	2038 年～2052 年（計 15 年間）
III 期	2053 年～2067 年（計 15 年間）



(※) 飛散等のおそれがある場合に実施する。

図 2-4 埋立処分の流れ

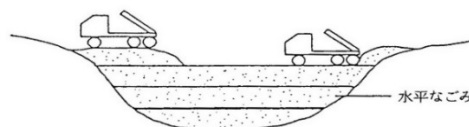
表 2-4 埋立方法

埋立方式

- 本処分場では、一日の埋立作業をセル方式に準じて実施し、飛散等のおそれがある場合は、一日当たりの埋立ごみに法面を含めて覆土（即日覆土）を行う。埋立は面的に進行し、ある程度の高さ（3m 程度）及び面積に達した段階で中間覆土を行うサンドイッチ方式により実施する。上記の作業を最上層に達するまで繰り返し行い、埋立が終了した際に最終覆土を実施する。



セル方式（一日の作業）



サンドイッチ方式（定期的な作業）

埋立方式の概念

(3) 施設計画

1) 施設の概要

処分場を構成する主な設備は表 2-5 のとおりであり、配置計画は前出の図 2-3 のとおりである。

表 2-5 施設を構成する主な設備

種類	主な設備	
主要設備	貯留構造物	地下水集排水設備
	遮水工	雨水集排水設備
	浸出水集排水設備	防災調整設備
	浸出水調整設備	埋立ガス処理設備
	浸出水処理設備	場内散水設備
	処理水放流設備	
管理施設	受入計量設備	管理道路・場内道路
	管理棟	地下水モニタリング設備
関連施設	洗車設備	門・囲障設備
	飛散防止設備	管理用区画

2) 施設の運転計画

① 廃棄物の受入時間等

受入時間：午前 9 時～16 時

営業日：毎週月曜日～金曜日（ただし、祝祭日、年末年始は休み。）

② 施設の運転時間

埋立作業時間：午前 9 時～12 時、午後 1 時～4 時 30 分

浸出水処理施設：24 時間稼働

3) 貯留構造物

廃棄物層の流出や崩壊を防ぎ、埋め立てられた廃棄物を安全に貯留するため貯留構造物を設ける。貯留構造物の構造形式は、アースダムとする。

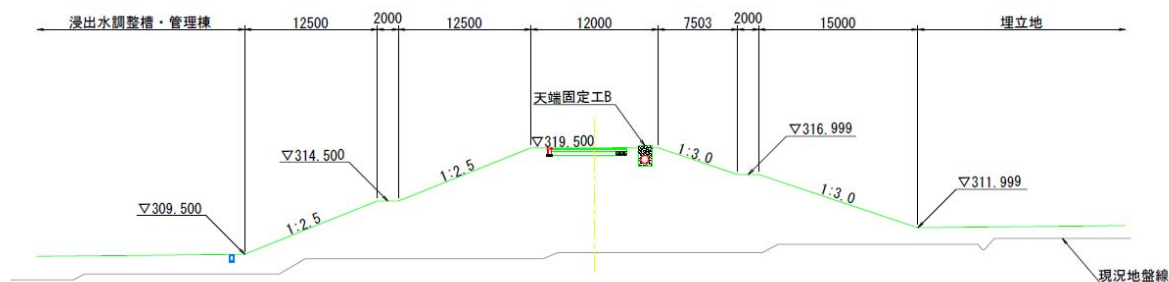


図 2-5 貯留構造物断面図

4) 遮水工

浸出水による周辺地下水の水質汚濁を防止するため、遮水工を設ける。

本処分場における遮水工の構造を図 2-6 に示す。

なお、遮水工の機能は以下のとおりである。

- ・ 遮水機能
- ・ 損傷防止機能
- ・ 漏水通過時間確保機能、汚染軽減機能
- ・ 損傷モニタリング機能

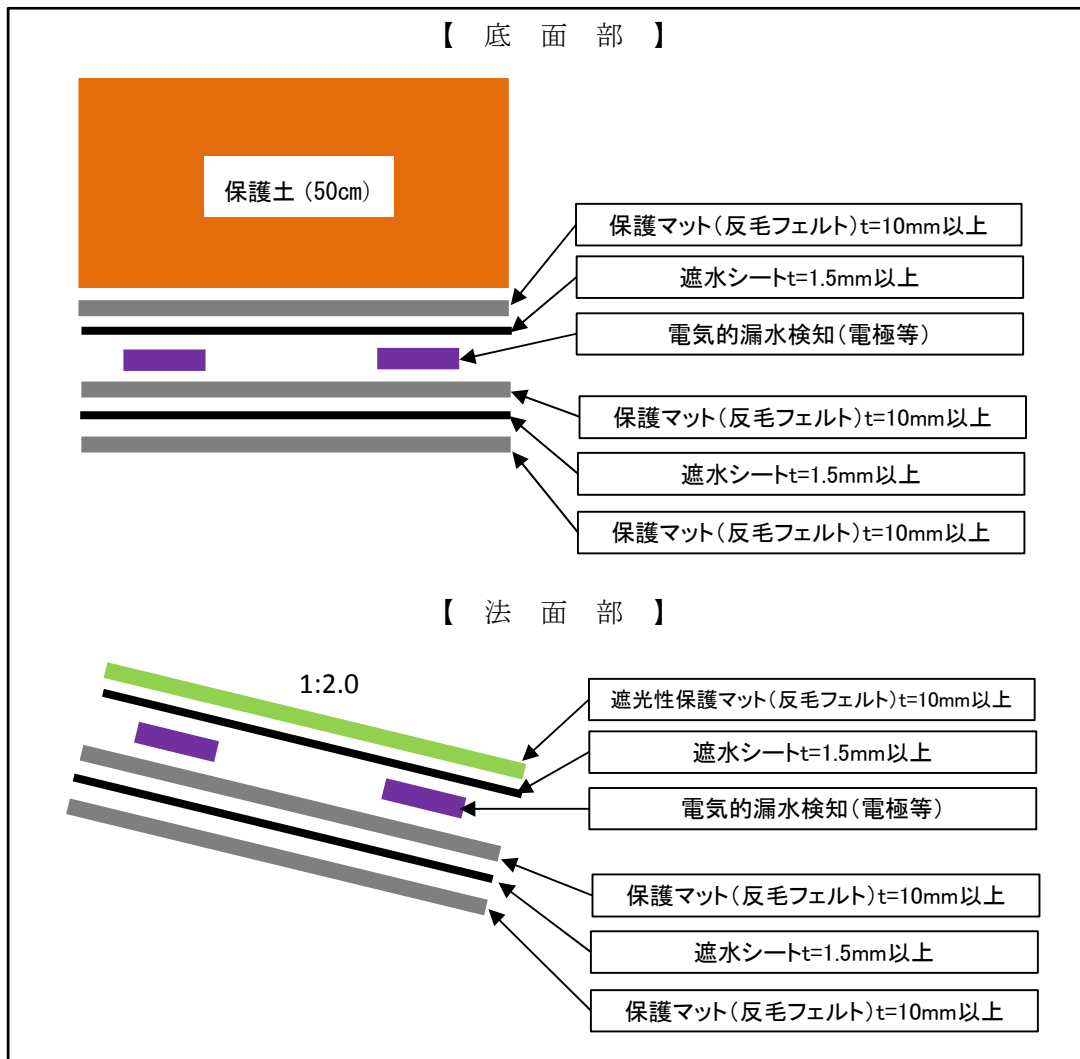


図 2-6 遮水工の構造

5) 浸出水集排水設備

埋立地内に降った雨が廃棄物層を通過することにより生成される汚水、廃棄物の保有水、発酵過程で生じる分解水等の浸出水を集水及び導水するために浸出水集排水設備を設ける。なお、浸出水調整設備は期毎に設けるため、浸出水集排水管も期毎に集排水できるように配置する。

浸出水集排水管の位置図を図 2-7～図 2-9 に示す。

浸出水集排水設備は埋立地底面の中央部に幹線を設置し、幹線を中心に 20m 間隔で支線を配置する。

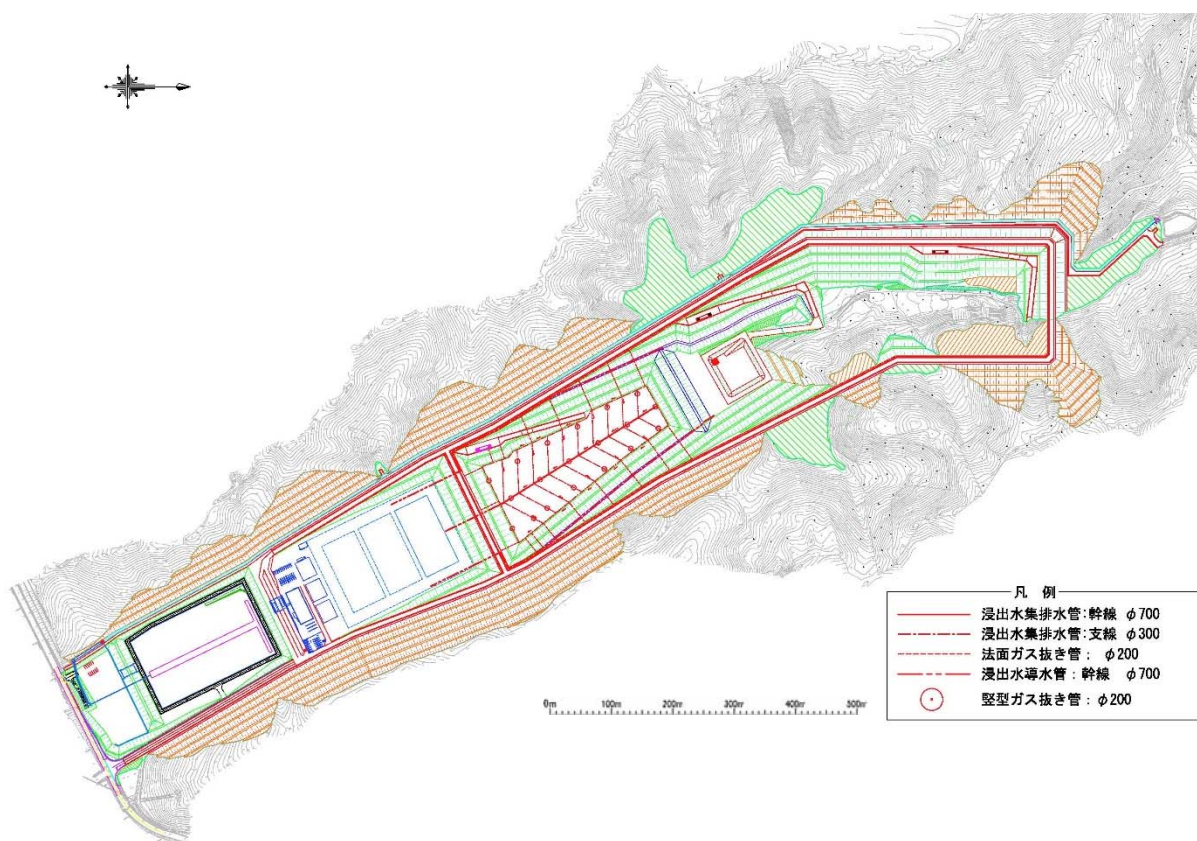


図 2-7 浸出水集排水設備の配置 (I 期整備時)

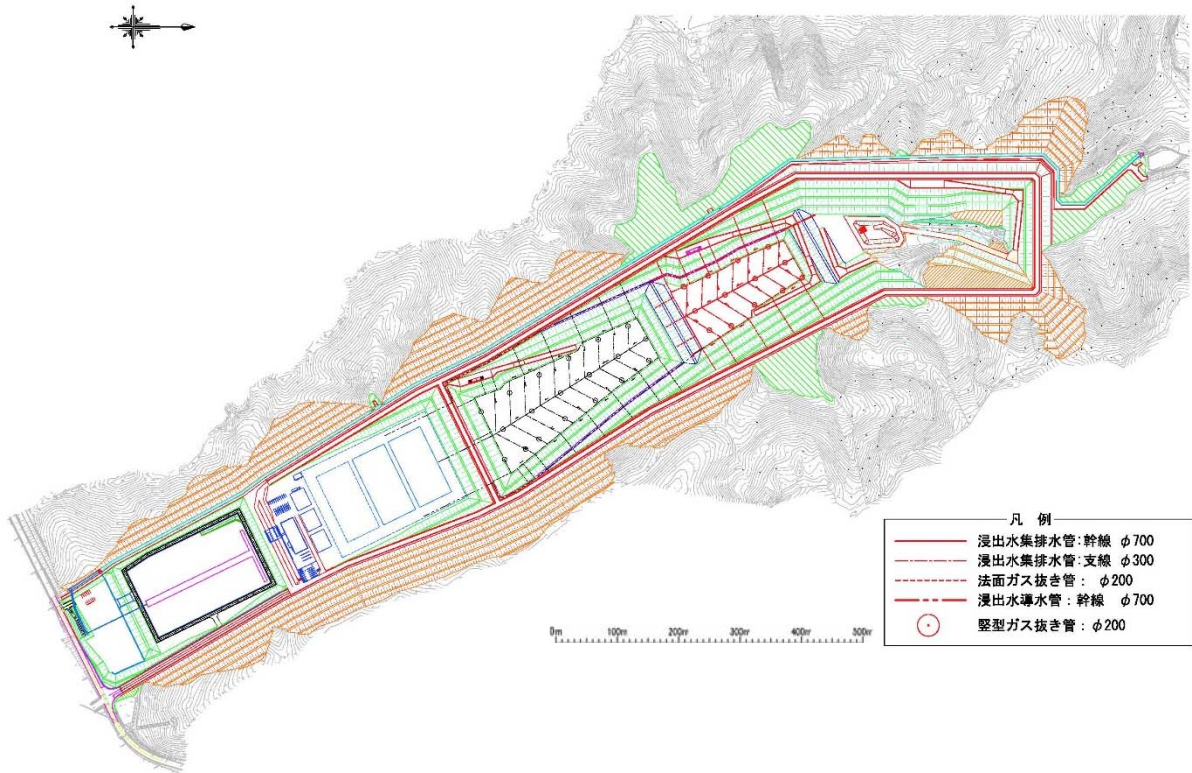


図 2-8 浸出水集排水設備の配置（Ⅱ期整備時）

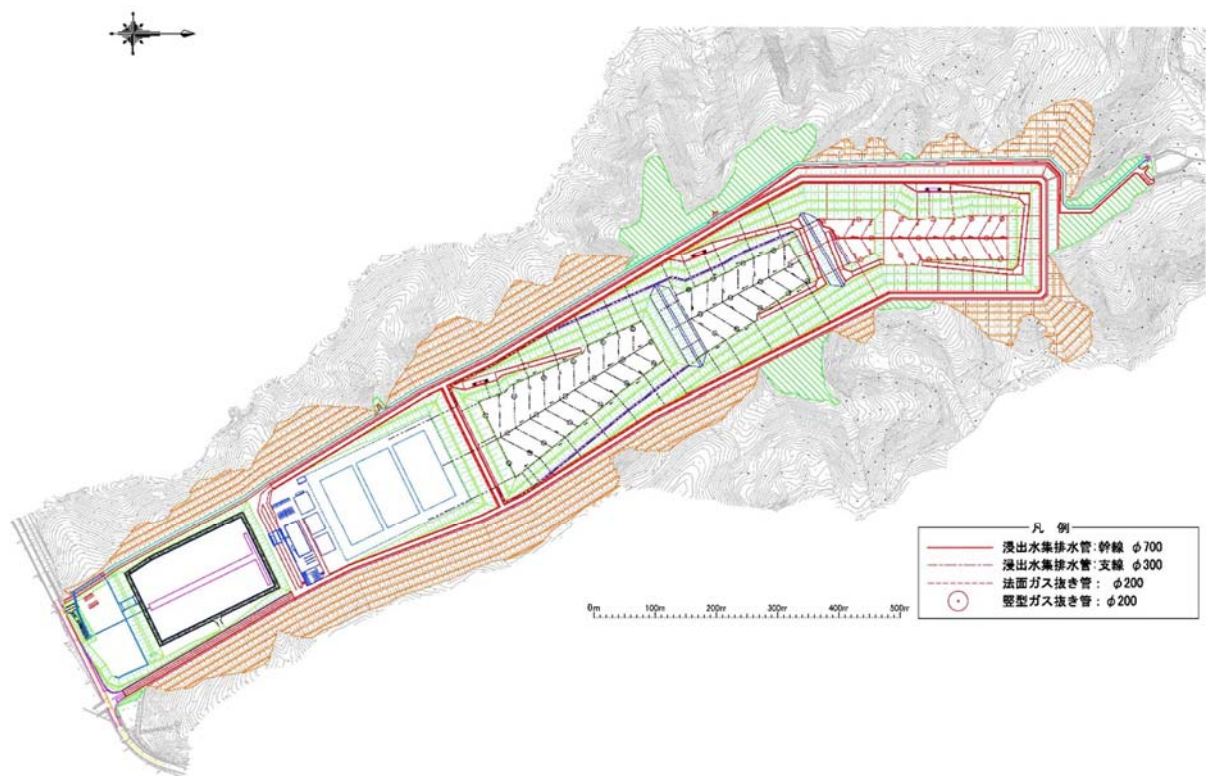


図 2-9 浸出水集排水設備の配置（Ⅲ期整備時）

6) 浸出水処理施設

浸出水を一時的に貯留し、水質・水量を均一化させる浸出水調整設備と、浸出水が計画放流水質を満たすように処理を行う浸出水処理設備を設ける。

なお、浸出水処理施設（浸出水調整設備及び浸出水処理設備からなる施設）については、期毎に整備する。

a) 施設規模

浸出水処理施設の施設規模は表 2-6 に示すとおりである。

表 2-6 期ごとの施設規模

	浸出水処理設備	浸出水調整設備
第Ⅰ期	160 m ³ /日（最大時）	15,400 m ³
第Ⅱ期	130 m ³ /日（最大時）	11,900 m ³
第Ⅲ期	170 m ³ /日（最大時）	15,300 m ³

b) 放流先

放流先は、農業用の利水や漁業権の設定がない一級河川赤川とする。

なお、放流管には場内の浄化槽からの汚水も流下する。

c) 放流水質の設定

放流水の水質は表 2-7 に示す値を遵守する。

表 2-7 放流水質

項目	単位	基準省令 ^{※1}	放流水質
アルキル水銀化合物	(mg/L)	検出されないこと	検出されないこと
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	(mg/L)	0.005	0.005
カドミウム及びその化合物	(mg/L)	0.03	0.03
鉛及びその化合物	(mg/L)	0.1	0.1
有機燐化合物	(mg/L)	1	1
六価クロム化合物	(mg/L)	0.5	0.5
砒素及びその化合物	(mg/L)	0.1	0.1
シアン化合物	(mg/L)	1	1
ポリ塩化ビフェニル	(mg/L)	0.003	0.003
トリクロロエチレン	(mg/L)	0.1	0.1
テトラクロロエチレン	(mg/L)	0.1	0.1
ジクロロメタン	(mg/L)	0.2	0.2
四塩化炭素	(mg/L)	0.02	0.02
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	0.04	0.04
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	1	1
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.4	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	3	3
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	0.06	0.06
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	0.02	0.02
チウラム	(mg/L)	0.06	0.06
シマジン	(mg/L)	0.03	0.03
チオベンカルブ	(mg/L)	0.2	0.2
ベンゼン	(mg/L)	0.1	0.1
セレン及びその化合物	(mg/L)	0.1	0.1
1,4-ジオキサン	(mg/L)	0.5	0.5
ほう素及びその化合物	(mg/L)	50	50
ふっ素及びその化合物	(mg/L)	15	15
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(mg/L)	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量200mg/L以下	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量200mg/L以下
水素イオン濃度(水素指数)	-	5.8～8.6	5.8～8.6
生物化学的酸素要求量	(mg/L)	60	60
化学的酸素要求量	(mg/L)	(90)	90 ^{※2}
浮遊物質量	(mg/L)	60	60
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	(mg/L)	5	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	(mg/L)	30	30
フェノール類含有量	(mg/L)	5	5
銅含有量	(mg/L)	3	3
亜鉛含有量	(mg/L)	2	2
溶解性鉄含有量	(mg/L)	10	10
溶解性マンガン含有量	(mg/L)	10	10
クロム含有量	(mg/L)	2	2
大腸菌群数	(個/cm ³)	3,000	3,000
窒素含有量	(mg/L)	(120(日間平均60))	(120(日間平均60)) ^{※3}
燐含有量	(mg/L)	16(日間平均8)	16(日間平均8)
ダイオキシン類	(pg-TEQ/L)	10	10

※1：一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号）

ただし、ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平成12年1月14日総理府令・厚生省令第2号）

※2：海洋・湖沼に排出する場合に適用される基準であり本処分場には適用されないが、施設の維持管理上、維持管理計画値に含めるもの。

※3：特定の海域及びこれらに流入する公共用水域に排出する場合に適用される基準であり本処分場には適用されないが、施設の維持管理上、維持管理計画値に含めるもの。

d) 処理設備

浸出水は、図 2-10 に示すフローで処理を行い、浸出水処理施設は表 2-8 に示す設備構成とする。なお、原水の水温は低温になることも予測されることから、必要に応じて加温装置を設置する。

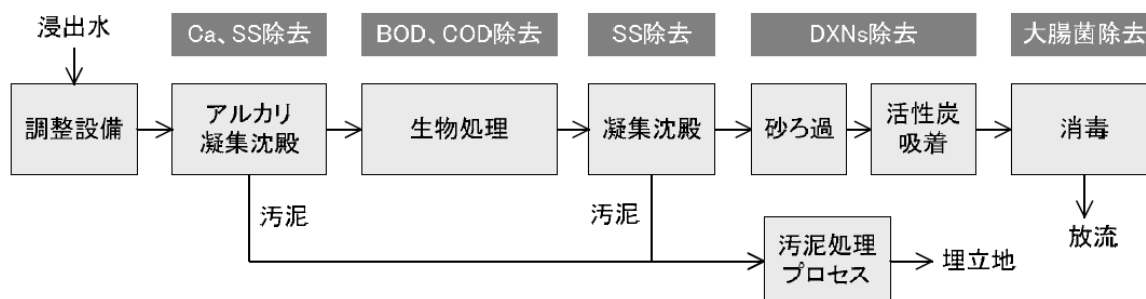


図 2-10 浸出水処理フロー

表 2-8 処理設備の概要

設備		内容
浸出水調整設備	流入調整設備	流入する浸出水の水量及び水質の変動を緩和し、安定して処理できるものとする。
浸出水処理設備	アルカリ凝集沈殿設備	浸出水における SS 及びカルシウムを安定して除去できるものとする。
	生物処理設備	浸出水における BOD や COD を安定して除去できるものとする。
	凝集沈殿設備	コロイド状の SS 等を安定して除去できるものとする。また、SS だけではなく COD に対する砂ろ過や活性炭吸着設備への負荷低減ができるものとする。
	砂ろ過設備	ダイオキシン類に対する原水水質変動への安全対策として、ダイオキシン類を除去できるものとする。
	活性炭吸着設備	ダイオキシン類に対する原水水質変動への安全対策として、ダイオキシン類を除去できるものとする。
	消毒設備	処理水を十分消毒し、殺菌できるものとする。また、放流設備では、処理水を公共用水域に放流できるものとする。
	汚泥処理設備	浸出水処理施設から排出される汚泥を濃縮、脱水できるものとする。

e) 処理時間

処理時間は、以下を基本とする。

- ・汚水処置：週 7 日、24 時間/日
- ・汚泥処理：週 5 日、5 時間/日

f) 施設面積

浸出水処理施設は、表 2-9 に示す面積で設定する。

表 2-9 面積の概要

施設	設備	面積 (1 期あたり)
浸出水処理施設	浸出水調整設備	約 5,000m ² (100m × 50m)
	浸出水処理設備	約 450m ² (30m × 15m)

7) 地下水集排水設備

地下水による遮土工の損傷を防止するため、地下水集排水設備を設ける。

地下水集排水設備は底面及び法面に配置し、小段及び法面部の地下水集水管は底面の支線及び幹線に接続する。なお、集排水された地下水は、防災調整設備に導水する。

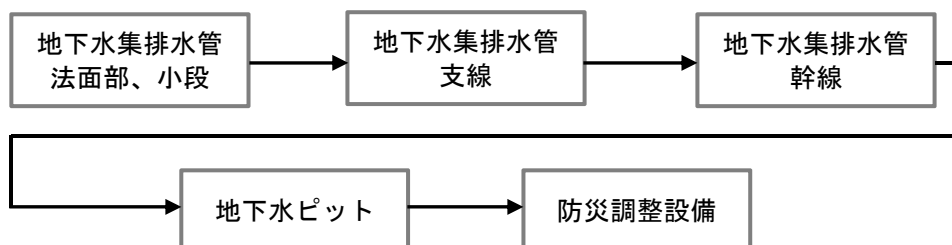


図 2-11 地下水集排水の流れ

8) 雨水集排水設備

埋立地周辺雨水の埋立地内への侵入防止、埋立地上流部雨水の排水、埋立造成終了後の雨水排水等を勘案して、雨水集排水設備を設ける。

雨水集排水設備は 10 年確率降雨量に対応可能な水路とし、集水方法は外周水路（U型水路）による集排水とする。また、将来施工区画には仮設沈砂池を設け、当該範囲の雨水はバイパス管を經由し防災調整設備へ導水する。

9) 防災調整設備

開発行為に伴い増加するピーク流量を安全に流下させるため、防災調整池を設ける。

防災調整池は必要容量 43,456m³ に対して 53,943m³ の設備とする。

10) 埋立ガス処理設備

埋め立てる廃棄物をできるだけ好氣的に保ち、埋立廃棄物の分解安定化を促進するとともに、埋立地から発生するガスを速やかに排除するために埋立ガス処理設備を設ける。

埋立ガス処理設備は、浸出水集排水管と機能を兼ねるものとする。

11) 場内散水設備

散水設備は、廃棄物や粉じんの飛散防止の役割や防火設備の補助的設備として設置する。

12) 受入計量設備

最終処分場が受け入れる廃棄物の量と質を適切に管理するため、受入計量設備を設ける。本施設では搬入口付近に管理棟及び計量棟を別棟として近接させて設置する。

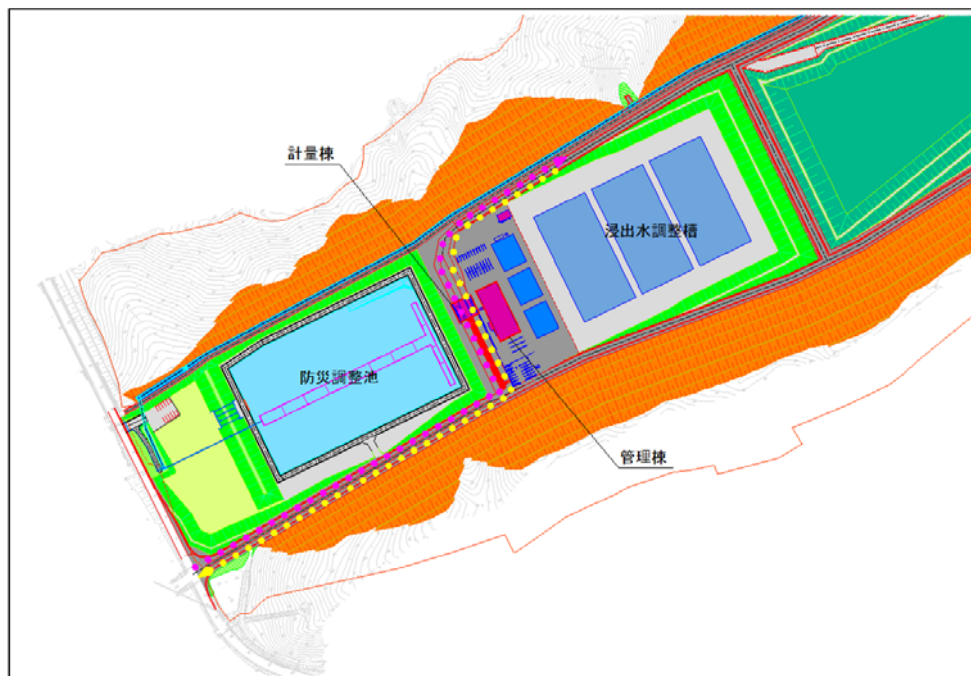


図 2-12 計量棟の配置位置

13) 管理棟

管理棟は、最終処分場の環境保全、安全性の確保、計画的な運営のために各施設や作業を統合管理するために設ける。

14) 付替道路

本処分場を設置することで既存の農道が寸断されるが、これらの道路を使用して出入りする土地は全て処分場用地とする計画であり、付替道路の整備は不要である。

15) 管理用道路及び場内道路

管理用道路及び場内道路として、表 2-10 に示す道路を設置する。

表 2-10 道路の種類

種類	内容
搬入道路	市道より敷地内～受入計量設備～埋立地入り口までの道路。
埋立地周回道路	本処分場の全体を巡回して点検するために埋立地の外周を一巡できる道路。
場内道路	埋立地内に設置する道路。

16) 地下水モニタリング設備

供用開始後、遮水工の破損による遮水機能の低下に伴って、未処理の浸出水が流出していないか監視するために地下水モニタリング設備を設ける。

地下水モニタリング設備は、埋立地の上流側地下水モニタリング施設、下流側地下水モニタリング施設の計2箇所に設置する。

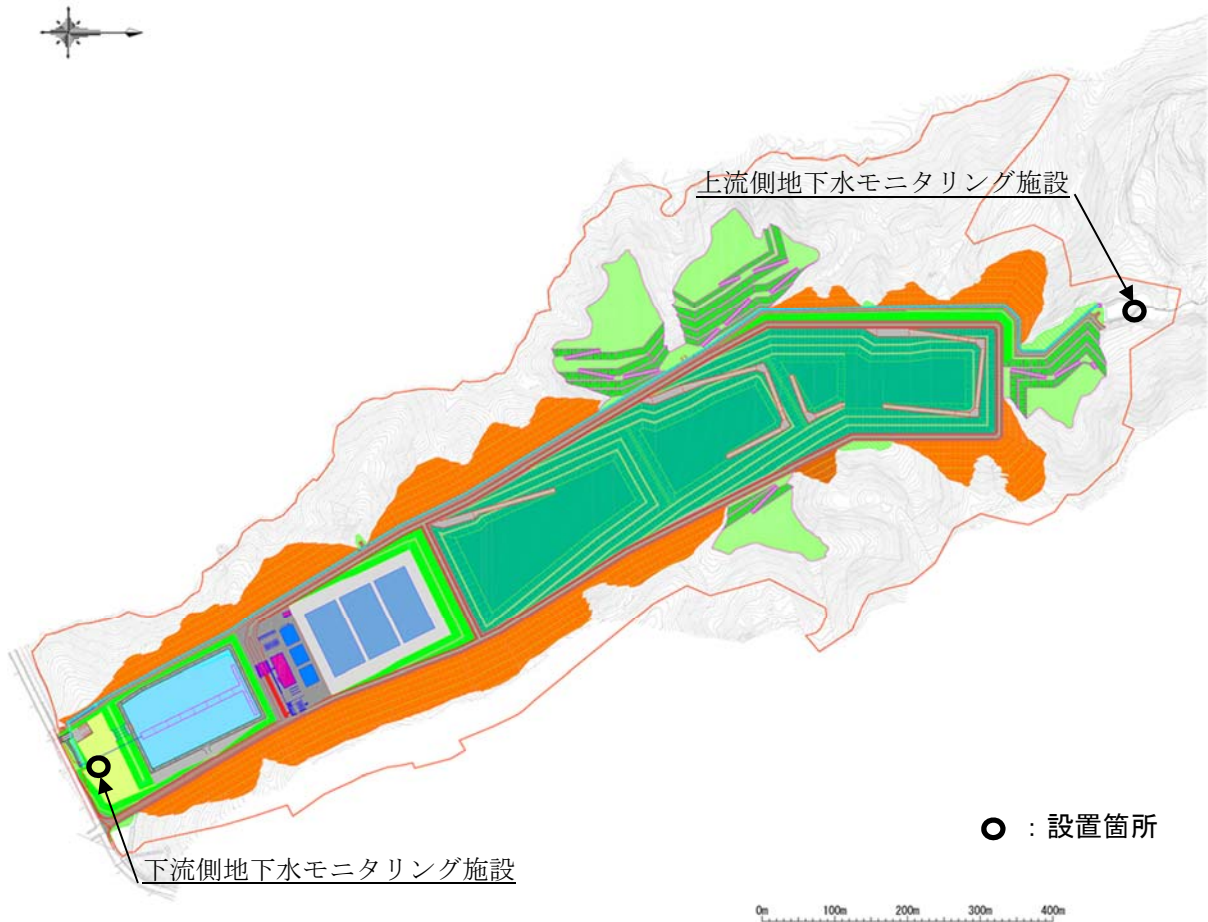


図 2-13 地下水モニタリング設備の設置位置

17) その他付帯設備

a) 洗車設備

洗車設備は、搬入車両が埋立地から出る際に搬入車両に付着した廃棄物や土などの持ち出しを防止するために設置する。

洗車方法は、車輪に付着した廃棄物を確実に洗浄するため、プール式の洗車設備を設置する。また、洗車排水は、埋立地内へ流下させることとし、最終的に浸出水処理施設で処理を行う。

b) 飛散防止設備

飛散防止設備は、埋立廃棄物の飛散を防止し、周辺環境を保全するために設置する。各種条件は以下のとおりである。

- ・本処分場は埋立地外周に外周道路を設けるが、外周道路からの埋立地管理を容易にするため、外周道路外縁に飛散防止設備を設ける。
- ・飛散防止設備は高さ 1.8m のネットフェンスとする。

c) 上水道・生活排水処理設備

上水は、処分場搬入口付近に設置する取合点から、管理棟付近に設置する受水槽を経て、管理棟及び浸出水処理施設等で使用する。

また、管理棟、計量棟及び浸出水処理施設から排出される生活排水は、浄化槽で処理後に、浸出水処理施設からの処理水と合わせて一級河川赤川へ放流する。

d) 門・困障設備

本処分場の出入口には門扉を設け、1日の作業が終わって管理要員などが退場する際は必ず閉扉の上施錠し、人がみだりに最終処分場に立ち入らないよう運営する。

各種条件は以下のとおりである。

- ・最終処分場を取り囲む範囲に設置する。
- ・困障設備は侵入防止として高さ 1.8m のネットフェンスとする。

2.2.9 最終処分場の放流水の放流先

処理水の放流先は、農業用の利水や漁業権の設定がない一級河川赤川とする。

処理水排水の放流ルートを図 2-14 に示す。

なお、処理水放流設備は以下を計画する。

- ・放流方式は、自然流下方式とする。
- ・処理水量は、Ⅲ期までの「浸出水処理能力」の最大値（412m³/日^{*}）とする。

※Ⅲ期運用時点におけるⅠ期浸出水処理設備の処理量はⅠ期最大時の処理量よりも減少すること等から「浸出水処理能力」の最大値は 412m³/日となる。

2.2.10 対象事業の工事計画の概要

(1) 概略事業計画

事業計画の基本的事項を以下に示す。

1) 工事工程

本事業における設備は、3期分の埋立地を効率的に整備するために、付替水路や埋立地管理用道路等のⅠ期整備時に全て整備するものと、期毎に整備するものに区分される。また、期毎に整備するものはⅠ期、Ⅱ期の埋立完了前にそれぞれⅡ期、Ⅲ期分を整備する必要がある。

本処分場における主要施設の整備時期の一覧を表 2-11 に、工事工程を表 2-12 に示す。

表 2-11 主要施設の整備時期一覧

種類	主な設備	Ⅰ期	Ⅱ期	Ⅲ期	整備時期
主要設備	貯留構造物	○	—	—	Ⅰ期整備時に設置
	遮水工	○	○	○	期毎に整備
	浸出水集排水設備	○	○	○	期毎に別途整備（下流堰堤貫通部のみ各期分先行整備）
	浸出水調整設備	○	○	○	期毎に別途整備（各期新設）
	浸出水処理設備	○	○	○	期毎に別途整備（各期新設）
	処理水放流設備	○	—	—	Ⅰ期整備時に想定最大流量分を整備
	地下水集排水設備	○	○	○	期毎に整備（延伸）
	雨水集排水設備	○	—	—	Ⅰ期整備時に全範囲分を整備
	埋立ガス処理設備	○	○	○	期毎に整備（維持管理時の延伸）
場内散水設備	○	—	—	Ⅰ期整備時に散水車を配置	
管理施設	計量設備	○	—	—	Ⅰ期整備時に設置
	管理棟	○	—	—	〃
	管理道路	○	—	—	Ⅰ期整備時に全範囲分を整備
	場内道路	○	○	○	期毎に整備
	地下水モニタリング設備	○	—	—	Ⅰ期整備時に全範囲を網羅する上下流井戸を整備
関連施設	防災調整設備	○	—	—	Ⅰ期整備時に全期完了の形状で設置
	洗車設備	○	○	○	期毎に整備
	飛散防止設備	○	○	○	〃
	門・圍障設備	○	○	○	〃
	付替水路	○	—	—	Ⅰ期整備時に付替え

表 2-12 工事工程

項目	年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	…	2035	2036	2037	2038	2039	2040	…	2050	2051	2052	2053	2054	2055	…	2065	2066	2067	2068	2069	
	埋立期	I 期埋立															II 期埋立					III 期埋立								
	埋立年数						1	2	3	…	13	14	15	1	2	3	…	13	14	15	1	2	3	…	13	14	15			
I 期埋立期間（2023供用開始～2037埋立完了）																														
（建設期工事）	産業廃棄物最終処分場処理水放流設備工事 （2020.6～2023.3予定）																													
	産業廃棄物最終処分場（I期）本体建設工事 （2020.6～2023.11予定）																													
	産業廃棄物最終処分場（I期）浸出水処理施設建設工事 （2020.6～2023.11予定）																													
	産業廃棄物最終処分場（I期）管理棟等建設工事 （2020.6～2023.11予定）																													
	最終覆土設計・工事 （2037～2038予定）																													
II 期埋立期間（2038供用開始～2052埋立完了）																														
（建設期工事）	産業廃棄物最終処分場（II期）本体建設工事																													
	産業廃棄物最終処分場（II期）浸出水処理施設建設工事																													
	最終覆土設計・工事																													
III 期埋立期間（2053供用開始～2067埋立完了）																														
（建設期工事）	産業廃棄物最終処分場（III期）本体建設工事																													
	産業廃棄物最終処分場（III期）浸出水処理施設建設工事																													
	最終覆土設計・工事																													

2) 工事手順

I期整備時までの概略の工事手順は以下のとおりである。

工事手順は、まず伐採工事を行い、本体工事により既存水路が取り壊しになる前に付替水路工事を実施する。その後、工事中の濁水及び洪水防止のため、防災調整設備を先行して整備し、続けて本体造成工事を行う。また、造成工事に合わせて地下水集排水設備工事を行い、造成完了後、遮水工、浸出水集排水設備及び雨水集排水設備等の関連工事を実施する。浸出水調整設備は造成工事に合わせて実施し、浸出水処理設備、管理棟設備及び計量設備は造成完了後に整備する。

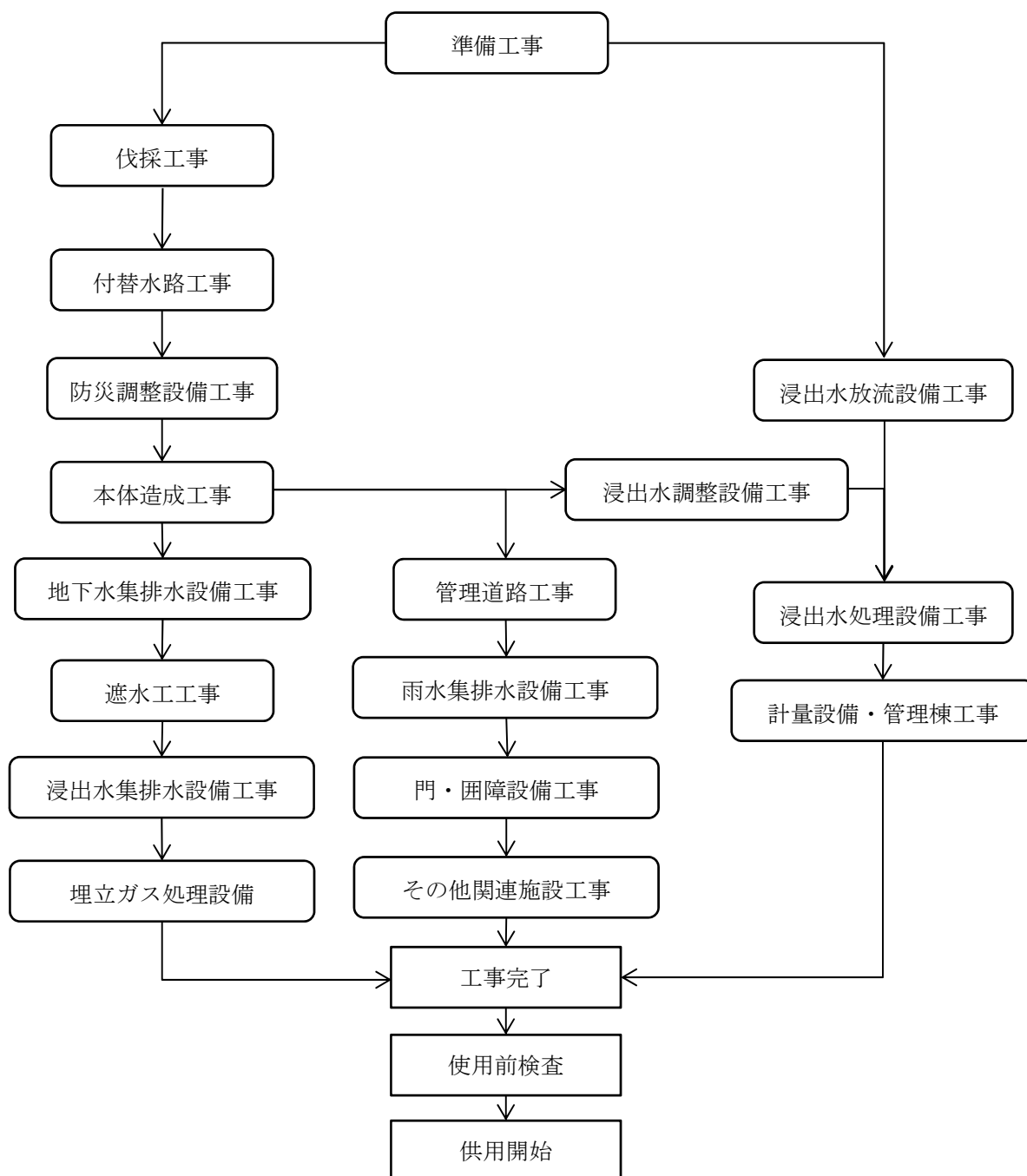


図 2-15 工事手順

(2) 造成計画

本事業では、3期に分けて埋立を行うものとし、1期当たりの埋立容量は約61万m³で3期合計約183万m³とする。

なお、造成は切土または盛土を基本とする。

1) 造成法面勾配

造成法面勾配の一覧を表 2-13 に示す。

表 2-13 造成法面勾配

埋立地内	切土法面	1:2.0 以上
	盛土法面	1:2.0 以上
埋立地外	切土法面	0m～5m 1:1.5
		5m～10m 1:1.5
		10m～20m 1:1.6
		20m 以上 1:1.8
盛土法面	1:2.0	

2) 土工量

本事業の造成では、切土量及び盛土量の場合内バランスを図り、かつ発生する残土も覆土材等の場内利用を計画する。

3) 濁水処理プラント

本事業では、I期整備時において防災調整池を整備して濁水処理に用いるが、防災調整池整備前は仮設の処理プラントを設けて処理を行う。

防災調整池整備前は、事業実施内で発生する濁水を処理するために、対象事業実施区域の最下流部に処理プラントを設置する。管理項目は、水素イオン濃度(pH)及び浮遊物質量(SS)とし、表 2-14 の数値を満たすように処理を行う。また、処理水は対象事業実施区域を流れる栴沢へ放流する。

防災調整池整備後は、コンクリート打設時の洗い水によるアルカリ排水の対策として、pH調整のための処理プラントを防災調整設備の上流部に設置する。なお、濁水に対しては凝集剤やシックナー等を用いて処理し、アルカリ排水に対しては炭酸ガス等により pH調整する。

表 2-14 処理プラントの放流水質

項目	単位	処理水の水質
pH	-	5.8～8.6
SS	mg/L	200 (日間平均 150)

4) 仮設沈砂池

防災調整池整備後は、対象事業実施区域の上流側に仮設沈砂池を設けて発生する濁水を集水し、雨水バイパス管を通じて防災調整池に流下させる。

設置箇所は、Ⅰ期整備時は、Ⅱ期整備区画より上流域から発生する濁水への対応として、Ⅰ期埋立地の上部に仮設沈砂池を設置する。Ⅱ期整備時は、Ⅲ期整備区画から発生する濁水への対応として第Ⅱ期埋立地の上部に仮設沈砂池を設置する。Ⅲ期整備時は、造成裸地面積が小さいことから仮設沈砂池は設置しない。

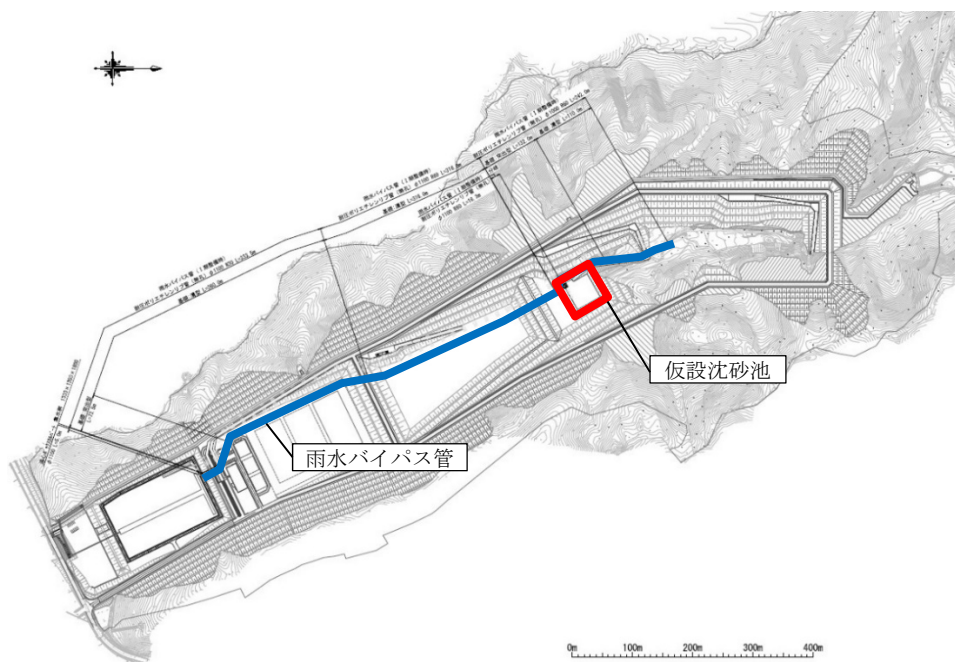


図 2-16 仮設沈砂池（例：Ⅰ期整備時）

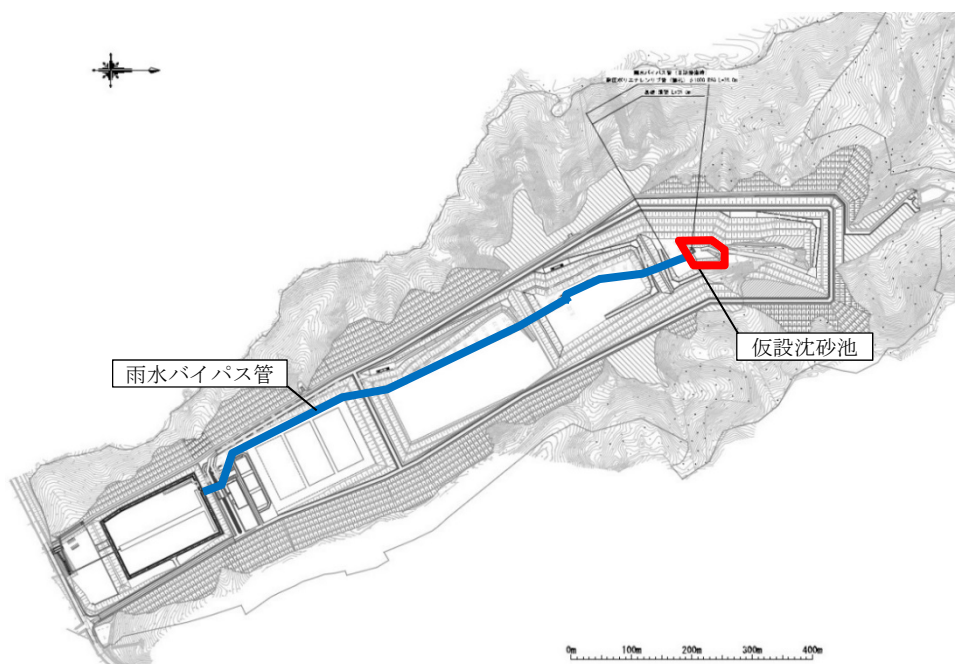
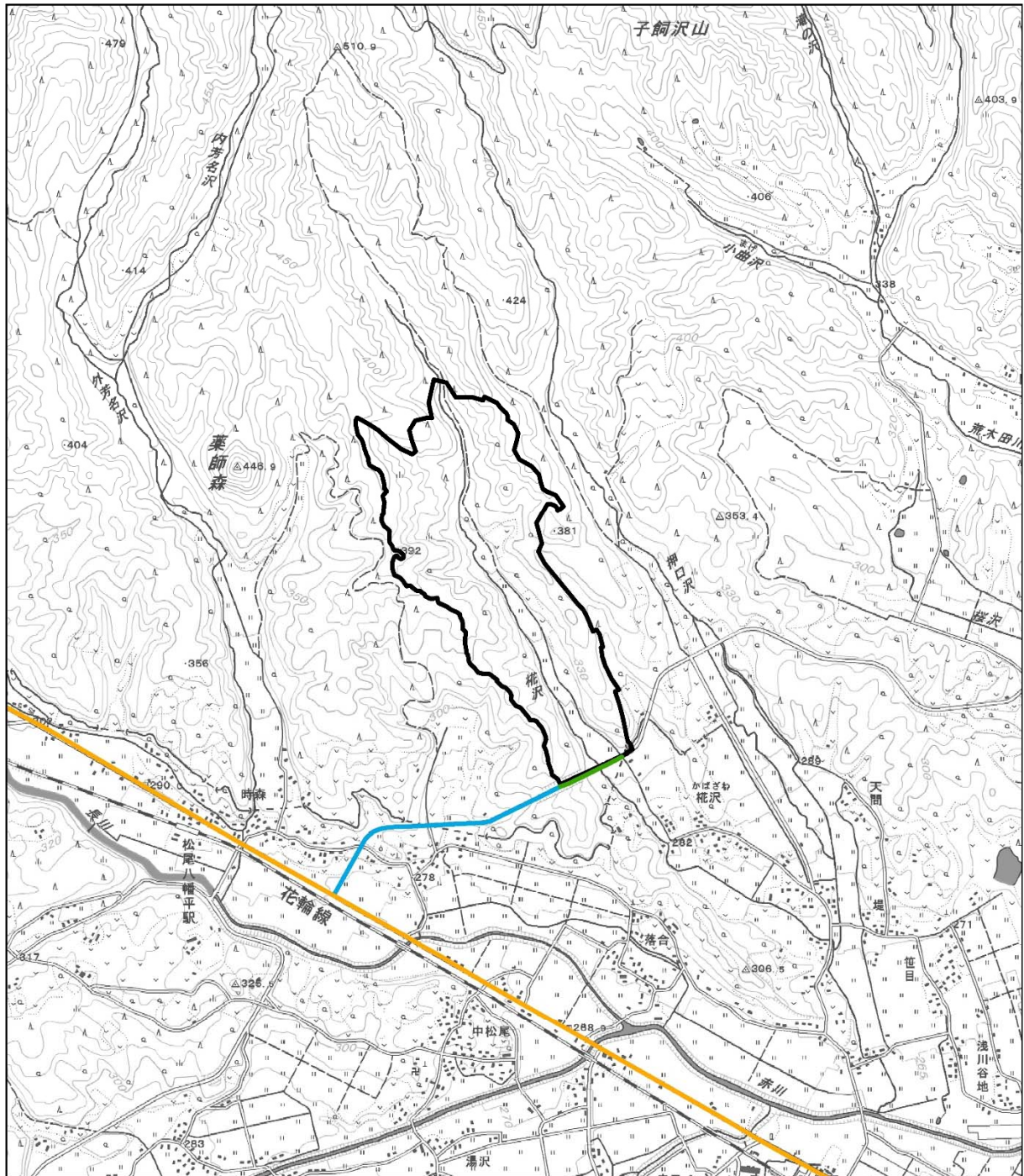


図 2-17 仮設沈砂池（例：Ⅱ期整備時）

5) 工事用車両

工事用車両の運行ルートを図 2-18 に示す。工事用車両の運行ルートは国道 282 号から市道新時森線及び市道土沢柁沢線を通り、処分場整備地に至る経路とする。

なお、市道新時森線については、現在、八幡平市で道路の拡幅が計画されている。



- 凡 例
-  対象事業実施区域
 -  国道282号
 -  市道新時森線
 -  市道土沢柵沢線



1:25,000



背景図) 国土地理院「1/25,000地形図(平舘)」

図 2-18 工事用車両及び廃棄物運搬車両の運行ルート

2.2.11 埋立完了後の計画

Ⅲ期の埋立完了後の施設平面図を図 2-19 に示す。

埋立完了後は、一部残される残土置場の土については緑化する計画である。

また、施設廃止後の各設備の運用については、浸出水調整設備及び浸出水処理設備は、最終処分場の埋立終了後廃止基準に合致するまでの間は施設の役割を継続する。防災調整池については、森林法所管部局の指導を受けながら運用する。

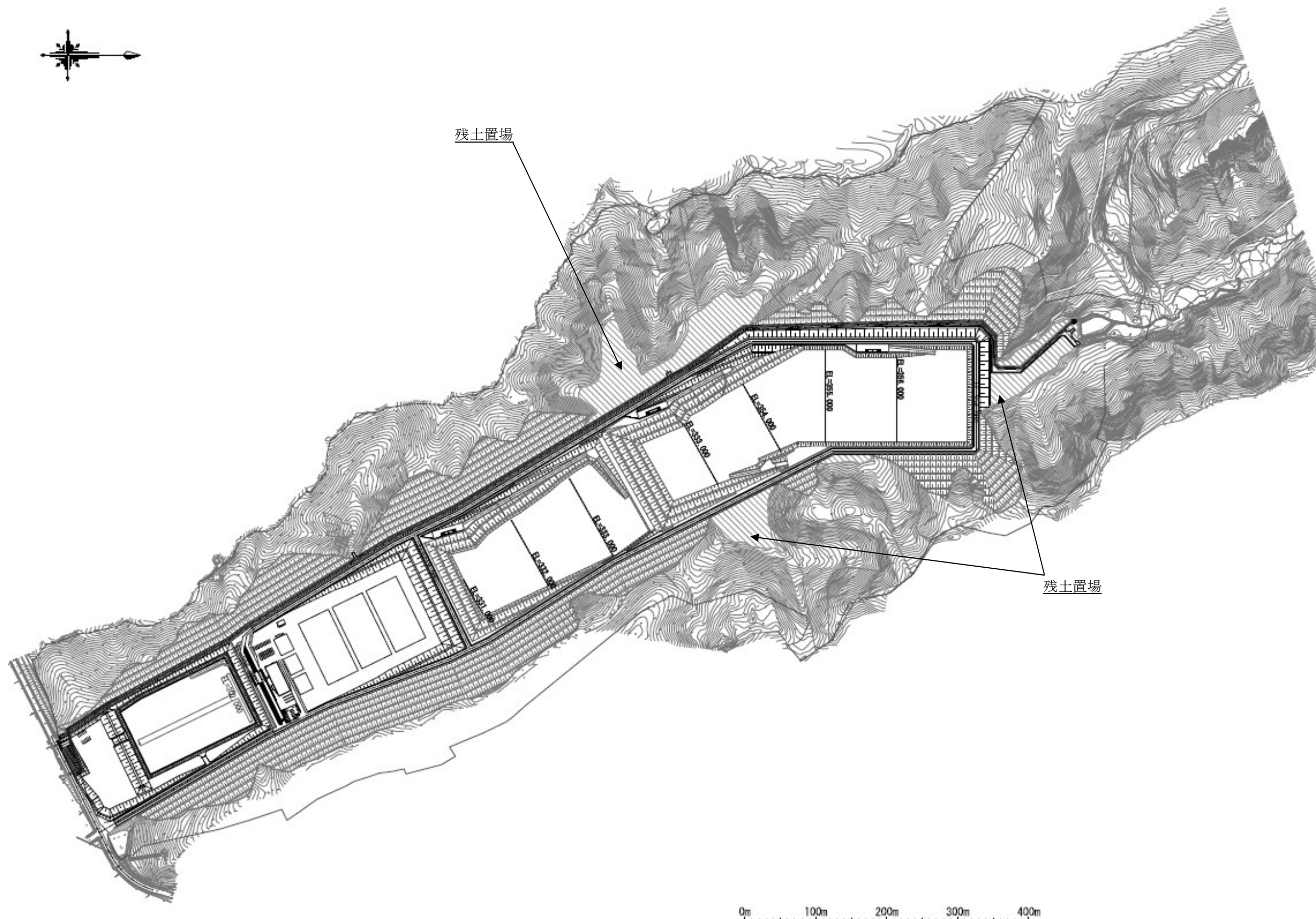


図 2-19 Ⅲ期埋立完了後の施設平面図